

ID: 89

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	入所の承諾		
例規名 根拠条項	村田町保育所管理規則 第2条第2項		
例規番号	平成13年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。 (入所)</p> <p>第2条 保護者は、乳児又は幼児(以下「保育児童」という。)を保育所に入所させようとするときは、村田町子ども・子育て支援法施行細則(平成27年村田町規則第17号)第4条第1項に規定する教育・保育給付認定申請書兼保育施設等入所申込書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の入所申込書を受理したときは、内容を審査し、入所の可否を決定し、保育所入所承諾書(様式第1号)又は保育所入所保留通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	令和5年4月1日